

「川崎市地球温暖化対策推進条例の改正に向けた重要施策の考え方」を策定しました

本市では、令和4年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しているところですが、脱炭素化の取組をさらに加速させるため、このたび、パブリックコメントでの御意見等を踏まえ、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」を策定しました。

1 重要施策の考え方のポイント

- (1) 条例を改正し、次の制度の段階的な施行を目指します。

制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

・延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する**建築主**への太陽光発電設備等の**設置義務**

制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

・延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を**市内**に年間一定量以上**建築・供給**する**建築事業者**への太陽光発電設備**設置義務**

制度3 建築士太陽光発電設備説明制度

・**建築士**に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う**説明義務**

制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

・地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな**誘導支援の枠組みの創設**

制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

・現行の「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度（条例報告義務制度）」の見直しによる**新たな事業者評価・支援制度の創設**

- (2) 今後のスケジュール（案）

- ・令和4年度末頃 条例改正（案提出）
- ・令和5年度秋頃 制度4施行を目指します
- ・令和6年4月頃 制度3、5施行を目指します
- ・令和7年4月頃 制度1、2施行を目指します

重要施策の考え方 ▶ <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144656.html>

2 パブリックコメント手続きの実施結果

- (1) 意見募集期間
令和4年11月18日（金）から令和4年12月17日（土）まで
- (2) 結果の概要

	意見提出方法	意見提出数（意見件数）
内	電子メール	843通（1,720件）
	FAX	20通（62件）
	郵送	7通（33件）
訳	持参	19通（49件）
	計	889通（1,864件）

実施結果等の詳細 ▶ <https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000144938.html>

（問合せ先）
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 内田
電話 044-200-2865
FAX 044-200-3921